

# 目 次

令和元年12月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第69号	専決処分の承認を求めることについて
2	議案第70号	箱根町附属機関設置条例の制定について
3	議案第71号	箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第72号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第73号	箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第74号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第75号	箱根町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第76号	箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第77号	箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
10	議案第78号	箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
11	議案第79号	箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
12	議案第80号	箱根町葬具使用条例を廃止する条例の制定について
13	議案第81号	令和元年度箱根町一般会計補正予算(第3号)
14	議案第82号	令和元年度箱根町介護保険特別会計補正予算(第2号)
15	議案第83号	令和元年度箱根町水道事業会計補正予算(第1号)

NO	議案番号	件名
16	議案第84号	専決処分の承認を求めることについて
17	議案第85号	専決処分の承認を求めることについて

## 議案第 69 号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和元年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

### 令和元年度箱根町一般会計補正予算（専決第 1 号）について

別紙、令和元年度箱根町一般会計補正予算（専決第 1 号）のとおりに

令和元年 12 月 3 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

### （提案理由）

令和元年台風 19 号災害に対する迅速な対応について、既定予算を補正する必要性が生じたため、令和元年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。



専 決 処 分 書

令和元年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和元年 10 月 30 日

箱根町長 山 口 昇 士



## 令和元年度箱根町一般会計補正予算（専決第1号）

令和元年度箱根町の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,187,191千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
60 寄付金		255,140	10,000	265,140
	05 寄付金	255,140	10,000	265,140
65 繰入金		258,604	282,500	541,104
	05 基金繰入金	252,848	282,500	535,348
歳 入 合 計		10,894,691	292,500	11,187,191



( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		2,668,987	10,600	2,679,587
	05 総務管理費	2,412,908	10,600	2,423,508
15 民生費		1,699,868	9,350	1,709,218
	15 災害救助費	627	9,350	9,977
20 衛生費		1,221,054	79,275	1,300,329
	05 保健衛生費	379,117	2,775	381,892
	10 清掃費	841,691	76,500	918,191
30 観光費		564,679	86,800	651,479
	05 観光費	564,679	86,800	651,479
35 土木費		542,423	1,754	544,177
	30 住宅費	19,559	1,754	21,313
45 教育費		1,617,532	1,041	1,618,573
	05 教育総務費	266,494	761	267,255
	25 社会教育費	257,574	280	257,854
50 災害復旧費		26	103,680	103,706
	05 土木災害復旧費	26	70,000	70,026
	10 文教施設災害復旧費	0	8,500	8,500
	15 その他公共施設災害復旧費	0	25,180	25,180
歳出	合計	10,894,691	292,500	11,187,191

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
60 寄付金	255,140	10,000	265,140
65 繰入金	258,604	282,500	541,104
歳入合計	10,894,691	292,500	11,187,191

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	2,668,987	10,600	2,679,587	0	0	0	10,600
15 民生費	1,699,868	9,350	1,709,218	0	0	7,950	1,400
20 衛生費	1,221,054	79,275	1,300,329	0	0	0	79,275
30 観光費	564,679	86,800	651,479	0	0	8,050	78,750
35 土木費	542,423	1,754	544,177	0	0	0	1,754
45 教育費	1,617,532	1,041	1,618,573	0	0	0	1,041
50 災害復旧費	26	103,680	103,706	0	0	0	103,680
歳出合計	10,894,691	292,500	11,187,191	0	0	16,000	276,500

## 2 歳入

(款) 60 寄付金

(項) 05 寄付金

目	補正前の額	補正額	計
35 ふるさと納税寄付金	250,000	10,000	260,000
計	255,140	10,000	265,140

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	242,735	276,500	519,235
55 災害支援基金繰入金	500	6,000	6,500
計	252,848	282,500	535,348

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
05 ふるさと納税寄付金	10,000	03 一般寄付金追加	10,000

05 財政調整基金繰入金	276,500	05 財政調整基金繰入金追加	276,500
05 災害支援基金繰入金	6,000	05 災害支援基金繰入金追加	6,000

3 歳出

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 一般管理費	782,206	10,600	792,806	0	0	0	10,600
計	2,412,908	10,600	2,423,508	0	0	0	10,600

(款) 15 民生費

(項) 15 災害救助費

05 災害救助費	627	9,350	9,977	0	0	7,950	1,400
計	627	9,350	9,977	0	0	7,950	1,400

(款) 20 衛生費

(項) 05 保健衛生費

05 保健衛生総務費	126,882	2,775	129,657	0	0	0	2,775
計	379,117	2,775	381,892	0	0	0	2,775

(款) 20 衛生費

(項) 10 清掃費

10 ごみ処理費	661,871	76,500	738,371	0	0	0	76,500
計	841,691	76,500	918,191	0	0	0	76,500

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3	職員手当等	10,600	01-01-02 職員給与費追加……………
			10,600

11	需用費	500	01-05-02 災害救助經常経費追加……………	3,350
12	役務費	900	(需用費)	
19	負担金補助 及び交付金	6,000	11-01 消耗品費	500
			(役務費)	
20	扶助費	1,950	12-51 災害救助関係手数料	900
			(扶助費)	
			20-51 罹災者見舞金追加	1,950
			05-01-01 被災者生活再建支援事業追加……………	6,000
			19-51 補助金追加	6,000

11	需用費	25	01-05-02 保健經常経費追加……………	2,775
13	委託料	2,750	(需用費)	
			11-01 消耗品費	25
			(委託料)	
			13-90 応急災害復旧委託料	2,750

12	役務費	75,000	01-05-01 經常経費追加……………	76,500
13	委託料	1,500	(役務費)	
			12-90 災害廃棄物処理等手数料	75,000
			(委託料)	
			13-90 災害廃棄物特別収集委託料	1,500

## (款) 30 観光費

## (項) 05 観光費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
35 商工振興費	52,154	86,800	138,954	0	0	8,050	78,750
計	564,679	86,800	651,479	0	0	8,050	78,750

## (款) 35 土木費

## (項) 30 住宅費

05 住宅管理費	19,559	1,754	21,313	0	0	0	1,754
計	19,559	1,754	21,313	0	0	0	1,754

## (款) 45 教育費

## (項) 05 教育総務費

10 事務局費	264,223	761	264,984	0	0	0	761
計	266,494	761	267,255	0	0	0	761

## (款) 45 教育費

## (項) 25 社会教育費

10 公民館費	98,854	280	99,134	0	0	0	280
計	257,574	280	257,854	0	0	0	280

## (款) 50 災害復旧費

## (項) 05 土木災害復旧費

05 土木災害復旧費	26	70,000	70,026	0	0	0	70,000
------------	----	--------	--------	---	---	---	--------



(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	10,800	05-90-01 箱根町中小企業等災害復旧支援事業……………	86,800
		19-51 補助金	10,800
21 貸付金	76,000	21-01 貸付金	76,000

11 需用費	814	01-05-01 町営住宅経常経費追加……………	1,754
12 役務費	940	(需用費)	
		11-06 修繕料追加	814
		(役務費)	
		12-90 応急災害復旧手数料	940

14 使用料及び 賃借料	761	01-05-01 経常経費追加……………	761
		(使用料及び賃借料)	
		14-03 自動車借上料追加	761

12 役務費	280	01-05-01 経常経費追加……………	280
		(役務費)	
		12-90 応急災害復旧手数料	280

12 役務費	9,500	01-05-01 経常経費追加……………	47,000
13 委託料	23,000	(役務費)	
15 工事請負費	37,500	12-51 応急災害復旧手数料追加	9,500
		(工事請負費)	
		15-51 応急災害復旧工事追加	37,500

## (款) 50 災害復旧費

## (項) 05 土木災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	26	70,000	70,026	0	0	0	70,000

## (款) 50 災害復旧費

## (項) 10 文教施設災害復旧費

05 学校施設災害復旧費	0	3,400	3,400	0	0	0	3,400
10 社会教育施設災害復旧費	0	5,100	5,100	0	0	0	5,100
計	0	8,500	8,500	0	0	0	8,500

## (款) 50 災害復旧費

## (項) 15 その他公共施設災害復旧費

05 観光施設災害復旧費	0	11,500	11,500	0	0	0	11,500
10 その他公共施設等災害復旧費	0	13,680	13,680	0	0	0	13,680
計	0	25,180	25,180	0	0	0	25,180

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		05-02-01 町道仙137号線災害復旧事業……………	11,500
		13-01 委託料	11,500
		05-03-01 町道箱3号線災害復旧事業……………	11,500
		13-01 委託料	11,500

12 役務費	3,400	01-05-01 経常経費…………… (役務費) 12-51 応急災害復旧手数料	3,400  3,400
15 工事請負費	5,100	01-05-01 経常経費…………… (工事請負費) 15-51 応急災害復旧工事	5,100  5,100

15 工事請負費	11,500	01-05-01 経常経費…………… (工事請負費) 15-51 応急災害復旧工事	11,500  11,500
12 役務費	2,100	01-05-01 経常経費…………… (役務費)	13,680  2,100
15 工事請負費	11,580	12-51 応急災害復旧手数料 (工事請負費) 15-51 応急災害復旧工事	  11,580

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3	-	25,980	10,432 (4.45)	-	7,741	44,153	4,711	48,864	
	議 員	14	52,896	-	21,185 (4.45)	-	-	74,081	17,978	92,059	
	その他の 特別職	706	33,654	-	-	-	-	33,654	10,001	43,655	
	計	723	86,550	25,980	31,617	-	7,741	151,888	32,690	184,578	
補正前	長 等	3	-	25,980	10,432 (4.45)	-	7,741	44,153	4,711	48,864	
	議 員	14	52,896	-	21,185 (4.45)	-	-	74,081	17,978	92,059	
	その他の 特別職	706	33,654	-	-	-	-	33,654	10,001	43,655	
	計	723	86,550	25,980	31,617	-	7,741	151,888	32,690	184,578	
比 較	長 等	0	-	0	0 (0.0)	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0 (0.0)	-	-	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	-	-	-	-	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

### 2. 一 般 職

#### (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	331	-	1,256,496	1,000,566	2,257,062	441,660	2,698,722	
補正前	331	-	1,256,496	989,966	2,246,462	441,660	2,688,122	
比 較	0	-	0	10,600	10,600	0	10,600	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 勤 当 手 当 (千円)	勉 勵 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	37,062	-	46,791	292,449	207,077	39,813	2,271
	補正前	37,062	-	46,791	292,449	207,077	39,813	2,271
	比 較	0	-	0	0	0	0	0

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 当 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手 当 (千円)	児 童 退 職 当 手 当 (千円)
	補正後	1,512	123,225	28,303	3,778	19,495
	補正前	1,512	114,225	28,303	2,178	19,495
	比 較	0	9,000	0	1,600	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当等	10,600	台風19号災害対応 による増	10,600	時間外勤務手当 9,000千円 管理職員特別勤務手当 1,600千円	



議案第 70 号

箱根町附属機関設置条例の制定について

箱根町附属機関設置条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の一部が令和2年4月1日から施行されることに伴い、非常勤職員の適正な任用を図る必要があることから附属機関等を見直すとともに、その設置について必要な事項を条例で定めるため、本条例案を提出するものである。





## 箱根町附属機関設置条例

### (趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

### (設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

### (委任)

第3条 附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(箱根町総合計画審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 箱根町総合計画審議会条例（昭和42年箱根町条例第3号）
- (2) 箱根町公営事業計画審議会条例（昭和38年箱根町条例第15号）
- (3) 箱根町特別職報酬等審議会条例（昭和40年箱根町条例第4号）
- (4) 箱根町水道事業運営協議会条例（昭和39年箱根町条例第10号）
- (5) 箱根町下水道運営協議会条例（平成13年箱根町条例第15号）
- (6) 箱根町消防審議会条例（昭和44年箱根町条例第14号）

### (経過措置)

3 この条例の施行の際現に別表の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に別表の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年箱根町条例

第2号)の一部を次のように改正する。

第1条各号を次のように改める。

- (1) 教育委員
- (2) 選挙管理委員
- (3) 監査委員
- (4) 固定資産評価審査委員会委員
- (5) 投票所の投票管理者
- (6) 期日前投票所の投票管理者
- (7) 開票管理者
- (8) 選挙長
- (9) 投票所の投票立会人
- (10) 期日前投票所の投票立会人
- (11) 開票立会人
- (12) 選挙立会人
- (13) 箱根町防災会議委員
- (14) 箱根町地震災害警戒本部員
- (15) 箱根町国民保護協議会委員
- (16) 民生委員推薦会委員
- (17) 国民健康保険事業の運営に関する協議会委員
- (18) スポーツ推進委員
- (19) 箱根町総合計画審議会委員
- (20) 箱根町行財政改革有識者会議委員
- (21) 箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議委員
- (22) 箱根町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員
- (23) 箱根町公営事業計画審議会委員
- (24) 箱根町特別職報酬等審議会委員
- (25) 公務災害補償認定委員会委員
- (26) 公務災害補償審査委員会委員
- (27) 箱根町情報公開・個人情報保護審査会委員
- (28) 箱根町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画管理委員会委員
- (29) 箱根町地域福祉計画策定委員会委員

- (30) 箱根町町営住宅入居者選考委員会委員
- (31) 箱根町障がい者福祉計画策定委員会委員
- (32) 箱根町子ども・子育て会議委員
- (33) 箱根町健康増進計画・食育推進計画策定委員会委員
- (34) 箱根町自殺対策計画策定委員会委員
- (35) 箱根町都市計画審議会委員
- (36) 箱根町水道事業運営協議会委員
- (37) 箱根町下水道運営協議会委員
- (38) 箱根町環境審議会委員
- (39) 箱根町廃棄物減量等推進審議会委員
- (40) 箱根町鳥獣被害対策実施隊員
- (41) 箱根町学校運営協議会委員
- (42) 箱根町青少年問題協議会委員
- (43) 箱根町社会教育委員
- (44) 箱根町文化財保護委員会委員
- (45) 箱根町消防賞じゅつ金等審査委員会委員
- (46) 箱根町消防審議会委員
- (47) 前各号に掲げるもののほか、法律又は条例に基づく附属機関の委員  
その他の構成員及びその他の非常勤の特別職職員

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職名		報酬額
教育委員		月額 40,000円
選挙管理委員	委員長の職にある者	日額 10,000円
	委員	同 9,000円
監査委員		同 10,000円
固定資産評価審査委員会委員		同 8,000円
投票所の投票管理者		同 13,000円
期日前投票所の投票管理者		同 11,500円
開票管理者		同 11,000円
選挙長		同 11,000円

投票所の投票立会人	同	11,000円
期日前投票所の投票立会人	同	10,000円
開票立会人	同	9,000円
選挙立会人	同	9,000円
箱根町防災会議委員	同	8,000円
箱根町地震災害警戒本部員	同	8,000円
箱根町国民保護協議会委員	同	8,000円
民生委員推薦会委員	同	8,000円
国民健康保険事業の運営に関する協議会委員	同	8,000円
スポーツ推進委員	同	8,000円
箱根町総合計画	会長の職にある者	同 10,000円
審議会委員	委員	同 8,000円
箱根町行財政改革有識者会議委員	会長の職にある者	同 16,400円
	委員	同 14,000円
箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議委員	委員長職にある者	同 16,400円
	委員	同 14,000円
箱根町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員	同	8,000円
箱根町公営事業計画審議会委員	同	8,000円
箱根町特別職報酬等審議会委員	同	8,000円
公務災害補償認定委員会委員	同	8,000円
公務災害補償審査委員会委員	同	8,000円
箱根町情報公開・個人情報保護審査会委員	会長の職にある者	同 12,000円
	委員	同 10,000円
箱根町高齢者保健福祉計画・介護保険	同	24,000円以内

事業計画管理委員会委員		
箱根町地域福祉計画策定委員会委員	同	8,000円
箱根町町営住宅入居者選考委員会委員	同	8,000円
箱根町障がい者福祉計画策定委員会委員	同	8,000円
箱根町子ども・子育て会議委員	同	8,000円
箱根町健康増進計画・食育推進計画策定委員会委員	同	8,000円
箱根町自殺対策計画策定委員会委員	同	8,000円
箱根町都市計画審議会委員	同	8,000円
箱根町水道事業運営協議会委員	同	8,000円
箱根町下水道運営協議会委員	同	8,000円
箱根町環境審議会委員	同	8,000円
箱根町廃棄物減 量等推進審議会 委員	会長の職にある者 委員	同 10,000円 同 8,000円
箱根町鳥獣被害対策実施隊員	年額	6,000円
箱根町学校運営協議会委員	同	10,000円
箱根町青少年問題協議会委員	日額	8,000円
箱根町社会教育委員	同	8,000円
箱根町文化財保護委員会委員	同	8,000円
箱根町消防賞じゅつ金等審査委員会委員	同	8,000円
箱根町消防審議会委員	同	8,000円
前各号以外の非常勤の職員		任命権者が別に定める額

(箱根町町営住宅条例の一部改正)

- 5 箱根町町営住宅条例（平成9年箱根町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「町長が別に規則で定める町営住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）」を「箱根町町営住宅入居者選考委員会」に改める。

別表（第2条関係）

附属機関の 属する執行 機関	附属機関	設置目的	委員の数
町長	箱根町総合 計画審議会	総合計画に関する必要な事 項について調査審議するこ と。	10人以内
	箱根町行財 政改革有識 者会議	行財政改革の推進に関する 必要な事項について調査審 議すること。	6人以内
	箱根町観光 まちづくり の充実・維持 に係る財源 のあり方に 関する検討 会議	観光まちづくりに係る施策 を推進するための財源のあ り方について調査審議する こと。	9人以内
	箱根町まち・ ひと・しごと 創生有識者 会議	箱根町人口ビジョン及び総 合戦略に関する必要な事項 について調査審議するこ と。	15人以内
	箱根町公営 事業計画審 議会	観光資源の保護とその適性 利用のほか広く公益性追 求の目的をもつ箱根町に適 した公営事業計画を策定す るため、必要な事項につ いて調査審議すること。	10人以内
	箱根町特別 職報酬等審 議会	特別職の報酬等の額につ いて調査審議すること。	7人以内
	箱根町高齢	高齢者保健福祉計画・介護	11人以内

者保健福祉 計画・介護保 険事業計画 管理委員会	保険事業計画に関する必要 な事項について調査審議す ること。	
箱根町地域 福祉計画策 定委員会	地域福祉計画の策定に関す る必要な事項について調査 審議すること。	12人以内
箱根町町営 住宅入居者 選考委員会	箱根町町営住宅条例（平成9 年箱根町条例第14号）に基 づき、入居者の選考につい て調査審議すること。	8人以内
箱根町障が い者福祉計 画策定委員 会	障がい者計画・障がい福祉 計画・障がい児福祉計画の 策定に関する必要な事項に ついて調査審議すること。	14人以内
箱根町健康 増進計画・食 育推進計画 策定委員会	健康増進計画・食育推進計 画の策定に関する必要な事 項について調査審議すること。	15人以内
箱根町自殺 対策計画策 定委員会	自殺対策計画の策定に関す る必要な事項について調査 審議すること。	10人以内
箱根町水道 事業運営協 議会	水道計画及びその実施に関 する必要な事項について調 査審議すること。	10人以内
箱根町下水 道運営協 議会	下水道計画及びその実施に 関する必要な事項について 調査審議すること。	7人以内
箱根町消防 審議会	消防組織機構その他消防行 政に関し必要な事項につい て調査審議すること。	9人以内





議案第 71 号

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

本年の人事院勧告による職員の給与改定等を行うため、本条例案を提出するものである。



箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の92.5」を「6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」に改め、同項第2号中「100分の45」を「6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

給料表

(単位:円)

級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	146,100	182,200	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
2	147,200	183,900	233,100	266,000	291,100	321,400	365,500	410,500
3	148,400	185,500	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
4	149,500	187,200	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
5	150,600	188,700	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
6	151,700	190,400	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
7	152,800	192,200	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
8	153,900	193,900	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
9	154,900	195,500	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	156,300	197,300	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	157,600	199,100	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	158,900	200,900	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	160,100	202,400	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14	161,600	204,200	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15	163,100	206,000	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16	164,700	207,800	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	165,900	209,400	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	167,400	211,200	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400

19	168,900	213,000	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	170,400	214,800	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	171,700	216,200	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	174,400	218,000	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	177,000	219,700	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	221,500	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	182,200	223,200	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	224,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	226,500	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	228,100	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	229,500	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	231,200	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	232,800	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	234,400	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	235,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	236,900	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	238,300	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	239,500	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	240,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	241,900	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	242,900	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	244,100	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	245,400	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	246,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	247,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	248,900	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	249,800	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	251,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	252,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	253,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	255,000	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	

50	217,400	256,400	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	257,600	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	258,800	312,700	357,200	375,400	401,300	441,800	
53	220,600	260,000	314,300	358,100	376,100	402,000	442,200	
54	221,600	261,200	315,900	359,200	376,800	402,700	442,600	
55	222,500	262,500	317,500	360,100	377,500	403,400	443,000	
56	223,500	263,600	319,000	361,200	378,200	403,900	443,300	
57	223,800	264,700	320,500	362,100	378,700	404,500	443,600	
58	224,600	265,800	321,700	362,800	379,300	405,100	444,000	
59	225,400	267,100	322,900	363,500	379,900	405,700	444,300	
60	226,100	268,400	324,100	364,200	380,600	406,300	444,600	
61	226,800	269,400	324,800	364,600	381,000	406,800	444,900	
62	227,800	270,500	325,700	365,200	381,700	407,500		
63	228,600	271,800	326,500	365,900	382,300	408,100		
64	229,400	273,100	327,300	366,600	382,900	408,600		
65	230,100	274,000	328,200	366,900	383,300	408,900		
66	230,800	275,000	328,600	367,600	383,900	409,500		
67	231,700	275,900	329,300	368,300	384,500	410,200		
68	232,700	277,000	330,100	369,000	385,100	410,700		
69	233,400	278,100	330,900	369,300	385,500	411,200		
70	234,000	279,100	331,600	369,900	386,000	411,900		
71	234,500	280,000	332,300	370,600	386,500	412,600		
72	235,200	281,000	333,000	371,200	387,100	413,300		
73	236,000	281,500	333,500	371,500	387,400	413,700		
74	236,600	282,400	334,100	372,100	388,100	414,400		
75	237,200	283,100	334,600	372,800	388,800	415,100		
76	237,700	284,000	335,200	373,400	389,300	415,800		
77	238,400	285,000	335,500	373,800	389,600	416,300		
78	239,100	285,800	336,000	374,300	390,300	417,000		
79	239,800	286,600	336,400	374,900	391,000	417,700		
80	240,300	287,400	336,900	375,400	391,700	418,400		

81	240,800	288,200	337,300	375,900	392,200	418,900		
82	241,500	288,700	337,800	376,500	392,900	419,600		
83	242,200	289,100	338,300	377,000	393,600	420,300		
84	242,900	289,600	338,800	377,300	394,200	421,000		
85	243,500	289,800	339,100	377,700	394,700	421,500		
86	244,200	290,100	339,500	378,200	395,300	422,200		
87	244,900	290,300	340,000	378,600	395,900	422,900		
88	245,600	290,700	340,400	379,000	396,500	423,600		
89	246,100	290,900	340,700	379,400	397,200	424,100		
90	246,600	291,100	341,100	379,900	397,800	424,800		
91	246,900	291,500	341,600	380,300	398,400	425,500		
92	247,300	291,800	342,000	380,700	399,000	426,200		
93	247,600	292,100	342,200	381,000	399,700	426,700		
94		292,400	342,600		400,300			
95		292,700	343,100		400,900			
96		293,100	343,500		401,500			
97		293,400	343,700		402,200			
98		293,800	344,100		402,800			
99		294,100	344,500		403,400			
100		294,500	344,800		404,000			
101		294,700	345,100		404,700			
102		294,900	345,500					
103		295,200	345,900					
104		295,600	346,300					
105		295,800	346,800					
106		296,100	347,200					
107		296,500	347,600					
108		296,900	348,000					
109		297,100	348,500					
110		297,400	348,900					
111		297,800	349,200					

112		298,100	349,500					
113		298,300	350,000					
114		298,600						
115		299,000						
116		299,300						
117		299,500						
118		299,900						
119		300,300						
120		300,600						
121		300,800						
122		301,000						
123		301,300						
124		301,700						
125		301,900						
再任用	193,600	204,700	223,200	246,700	259,600	279,800	295,200	320,700

第 2 条 箱根町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 16 条の 2 第 2 号中「(法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第 17 条第 1 項中「若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削る。

第 19 条第 5 項中「若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 3 条 箱根町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 第 1 項各号中「12,000 円」を「16,000 円」に改め、同条第 2 項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第 1 号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000 円」を「27,000 円」に、「12,000 円」を「16,000 円」に改め、同号イ中「23,000 円」を「27,000 円」に、「16,000 円」を「17,000 円」に改める。

第 17 条第 2 項第 1 号中「6 月に支給する場合には 100 分の 92.5、12 月に支給する場合には 100 分の 97.5」を「100 分の 95」に改め、同項第 2 号中「6 月に支給する場合には 100 分の 45、12 月に支給する場合には 100 分の 50」を「100 分の 47.5」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和元年 12 月 14 日から、第 3 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の箱根町職員の給与に関する条例(次項において「第 1 条改正後条例」という。)の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

### (給与の内払)

- 3 第 1 条改正後条例の規定を適用する場合には、改正前の箱根町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、第 1 条改正後条例の規定による給与の内払とみなす。

### (住居手当に関する経過措置)

- 4 第 3 条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の箱根町職員の給与に関する条例第 7 条の 3 の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 3 条の規定による改正後の箱根町職員の給与に関する条例(以下この項において「第 3 条改正後条例」という。)第 7 条の 3 の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第 2 号において「旧手当額」という。)から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第 3 条改正後条例第 7 条の 3 第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第 3 条改正後条例第 7 条の 3 第 2 項の規定により算出され



る住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。



議案第 72 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

人事院勧告による一般職の期末勤勉手当の支給割合の引き上げに伴い、特別職についても同様の措置を講ずる必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年箱根町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

附則第15項中「同年12月」を「令和元年12月」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第 73 号

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条  
例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

特別職の職員の期末手当について支給割合を引き上げることに伴い、議会議  
員の期末手当についても同様の措置を講じる必要があるので、本条例案を提出  
するものである。





箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年箱根町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

附則第10項中「同年12月」を「令和元年12月」に改める。

第2条 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「第1条改正後条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合には、改正前の箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第 74 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の  
整備に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

一般職の給料表の改定等に伴う、会計年度任用職員の基準月額表の改定、そ  
の他必要な措置を講ずる必要があることから、本条例案を提出するものである。



地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年箱根町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第9条のうち箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例第4条を改め、同条の次に2章を加える改正規定中「、若しくは失職し」を削り、同条例別表を改め、同表を別表第1とし、同表の次に1表を加える改正規定を次のように改める。

別表中

「

箱根町青少年指導員	同 8,000 円
-----------	-----------

を削り、同

」

表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第7条関係)

基準月額表

号給	報酬月額
1	146,100
2	147,200
3	148,400
4	149,500
5	150,600
6	151,700
7	152,800
8	153,900
9	154,900
10	156,300
11	157,600
12	158,900
13	160,100
14	161,600
15	163,100

16	164,700
17	165,900
18	167,400
19	168,900
20	170,400
21	171,700
22	174,400
23	177,000
24	179,600
25	182,200
26	183,900
27	185,500
28	187,200
29	188,700
30	190,400
31	192,200
32	193,900
33	195,500
34	196,900
35	198,400
36	199,900
37	201,200
38	202,500
39	203,700
40	205,000
41	206,300
42	207,600
43	208,900
44	210,200
45	211,300
46	212,600

47	213,900
48	215,200
49	216,300
50	217,400
51	218,400
52	219,500
53	220,600
54	221,600
55	222,500
56	223,500
57	223,800
58	224,600
59	225,400
60	226,100
61	226,800
62	227,800
63	228,600
64	229,400
65	230,100
66	230,800
67	231,700
68	232,700
69	233,400
70	234,000
71	234,500
72	235,200
73	236,000
74	236,600
75	237,200
76	237,700
77	238,400

78	239,100
79	239,800
80	240,300
81	240,800
82	241,500
83	242,200
84	242,900
85	243,500
86	244,200
87	244,900
88	245,600
89	246,100
90	246,600
91	246,900
92	247,300
93	247,600

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 75 号

箱根町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

庶務事務システム導入に伴う事務の整合性を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 箱根町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

箱根町職員の旅費に関する条例（昭和40年箱根町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「変更するには、旅行命令簿」の次に「（当該旅行命令簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下本条において同じ。）」を加え、「を記載してこれを行わなければ」を「の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければ」に、「を記載する」を「の記載又は記録をし、これを提示する」に、「を記載しなければ」を「の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければ」に改め、同条第5項中「記載事項」の次に「又は記録事項」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 76 号

箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正  
する省令(平成 31 年厚生労働省令第 50 号)が平成 31 年 4 月 1 日から  
施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、  
本条例案を提出するものである。



箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年箱根町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





議案第 77 号

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省  
令第 61 号)並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)の一部改正に  
伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出する  
ものである。



箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年箱根町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項第3号中「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改める。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 78 号

箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

水道法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 92 号)が令和元年 10 月 1 日から施行され、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が設けられたことに伴い、指定更新手数料を新設し、併せて水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例

箱根町水道事業給水条例（平成10年箱根町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第34条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 給水装置工事事業者の更新をするとき 5,000円

第42条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。





議案第 79 号

箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

本町における廃棄物の適正処理の更なる推進及び受益者負担の適正化を図る  
ため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するもので  
ある。



箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の  
一部を改正する条例

箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成6年箱根町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第1項」を「資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項」に改める。

第25条第1項中「第228条」を「第227条」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第25条関係）

し尿	(1) 定額料金			
	世帯区分	1箇月くみ取り回数	世帯割額	人員割額
	1人～3人	1回	月額 200円	1人につき 月額 200円
	4人～7人	1回	月額 200円	
		2回	月額 400円	
	8人～10人	1回	月額 200円	
		2回	月額 400円	
		3回	月額 600円	
	(2) 超過料金 定額料金を適用する世帯で1箇月くみ取り回数を超えてくみ取りを申し込んだとき。		1回につき 600円	
	(3) 従量料金 普通世帯以外の世帯又は定額料金によることが不相当と認められるもの		36リットルにつき 250円	
	(4) 臨時従量料金 定額料金以外のもののうち、仮設によ		36リットルにつき 500円	

		る臨時のくみ取りを申し込んだとき。	
上記以外 の一般廃棄物	一般家庭から排出されるもの	<p>(1) 持込料金 法第 8 条第 1 項に定める町のし尿処理施設を除く一般廃棄物処理施設（以下「一般廃棄物処理施設」という。）に持ち込まれたものを処分するとき。</p> <p>(2) 粗大料金</p> <p>ア 一般家庭から排出される粗大ごみを戸別に町が収集、運搬するとき。</p> <p>イ 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に定める特定家庭用機器（同法第 9 条の規定によるものを除く。）で、町が環境センターから同法第 17 条に定める指定引取場所に運搬するとき。ただし、同法第 19 条の料金の支払いのされたものに限る。</p>	<p>1 キログラムにつき 18 円</p> <p>（破砕機又は切断機による処理が必要な廃棄物については、1 キログラムにつき 23 円）</p> <p>1 個、1 束又は 1 セットにつき 500 円</p> <p>1 個、1 セットにつき 1,500 円</p>

事業活動に伴って排出されるものの	(1) 持込料金 一般廃棄物処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。	1 キログラムにつき 18 円 (破砕機又は切断機による処理が必要な廃棄物については、1 キログラムにつき 23 円)
	(2) 指定袋料金 町長が指定する袋に収納して一般廃棄物処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。	45 リットル袋 1 枚につき 162 円 70 リットル袋 1 枚につき 252 円 90 リットル袋 1 枚につき 324 円
	(3) 特定料金 町が収集、運搬し、一般廃棄物処理施設で処分するとき。(条例第 15 条第 2 項第 1 号に規定する場合を除く)	1 キログラムにつき 33 円

備考

- 1 一般廃棄物の処理手数料を算出する基礎となる数量が 10 キログラム未満のとき又はその数量に 10 キログラム未満の端数があるときは、その数量を切り上げて 10 キログラムとして計算する。
- 2 破砕機又は切断機による処理が必要な廃棄物は、別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 80 号

箱根町葬具使用条例を廃止する条例の制定について

箱根町葬具使用条例を廃止する条例を別紙のように定める。

令和元年 12 月 3 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

町が所有する葬具について、葬具の老朽化や葬儀に対する住民意識の変化に伴い、貸し出しを終了することから、本条例案を提出するものである。





## 箱根町葬具使用条例を廃止する条例

箱根町葬具使用条例（昭和 36 年箱根町条例第 17 号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



議案第81号

令和元年度箱根町一般会計補正予算（第3号）

令和元年度箱根町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ851,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,070,841千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月3日提出

箱根町長 山口昇士

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		404,269	1,124	405,393
	05 国庫負担金	212,049	918	212,967
	10 国庫補助金	190,086	206	190,292
50 県支出金		455,342	440,458	895,800
	05 県負担金	142,302	458	142,760
	10 県補助金	249,686	440,000	689,686
60 寄付金		265,140	380,000	645,140
	05 寄付金	265,140	380,000	645,140
65 繰入金		569,954	29,618	599,572
	05 基金繰入金	564,198	29,618	593,816
歳 入	合 計	11,219,641	851,200	12,070,841

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
05 議会費		120,955	629	121,584
	05 議会費	120,955	629	121,584
10 総務費		2,679,587	382,765	3,062,352
	05 総務管理費	2,423,508	385,607	2,809,115
	10 徴税費	165,652	△2,376	163,276
	15 戸籍住民基本台帳費	52,471	△6	52,465
	20 選挙費	29,308	13	29,321
	30 監査委員費	7,349	△473	6,876
15 民生費		1,709,218	△5,119	1,704,099
	05 社会福祉費	1,092,097	472	1,092,569
	10 児童福祉費	607,144	△5,591	601,553
20 衛生費		1,300,329	8,554	1,308,883
	05 保健衛生費	381,892	4,723	386,615
	10 清掃費	918,191	3,831	922,022
25 農林水産業費		126,791	126	126,917
	05 農業費	18,414	126	18,540
30 観光費		683,929	461,950	1,145,879
	05 観光費	683,929	461,950	1,145,879
35 土木費		544,177	5,234	549,411
	05 土木管理費	68,889	△441	68,448
	10 道路橋りょう費	247,553	4,000	251,553
	15 河川費	8,514	1,000	9,514
	20 都市計画費	197,908	675	198,583
40 消防費		1,210,896	△9,770	1,201,126
	05 消防費	1,210,896	△9,770	1,201,126
45 教育費		1,618,573	△17,169	1,601,404
	05 教育総務費	267,255	△16,291	250,964
	10 小学校費	209,039	△350	208,689
	15 中学校費	784,155	△97	784,058
	20 幼稚園費	28,347	1,584	29,931
	25 社会教育費	257,854	△2,060	255,794
	30 保健体育費	71,923	45	71,968

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補 正 額	計
50 災害復旧費		103,706	24,000	127,706
	05 土木災害復旧費	70,026	23,000	93,026
	15 その他公共施設災害復旧費	25,180	1,000	26,180
歳 出	合 計	11,219,641	851,200	12,070,841



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	404,269	1,124	405,393
50 県支出金	455,342	440,458	895,800
60 寄付金	265,140	380,000	645,140
65 繰入金	569,954	29,618	599,572
歳入合計	11,219,641	851,200	12,070,841



(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 議会費	120,955	629	121,584	0	0	0	629
10 総務費	2,679,587	382,765	3,062,352	206	0	380,000	2,559
15 民生費	1,709,218	△5,119	1,704,099	544	0	0	△5,663
20 衛生費	1,300,329	8,554	1,308,883	0	0	0	8,554
25 農林水産業費	126,791	126	126,917	0	0	0	126
30 観光費	683,929	461,950	1,145,879	440,000	0	0	21,950
35 土木費	544,177	5,234	549,411	0	0	0	5,234
40 消防費	1,210,896	△9,770	1,201,126	0	0	0	△9,770
45 教育費	1,618,573	△17,169	1,601,404	832	0	0	△18,001
50 災害復旧費	103,706	24,000	127,706	0	0	0	24,000
歳出合計	11,219,641	851,200	12,070,841	441,582	0	380,000	29,618

2 歳入

(款) 45 国庫支出金

(項) 05 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
15 民生費国庫負担金	211,874	363	212,237
45 教育費国庫負担金	54	555	609
計	212,049	918	212,967

(款) 45 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

10 総務費国庫補助金	26,274	206	26,480
計	190,086	206	190,292

(款) 50 県支出金

(項) 05 県負担金

15 民生費県負担金	140,615	181	140,796
25 教育費県負担金	27	277	304
計	142,302	458	142,760

(款) 50 県支出金

(項) 10 県補助金

18 観光費県補助金	0	440,000	440,000
計	249,686	440,000	689,686

(款) 60 寄付金

(項) 05 寄付金

35 ふるさと納税寄付金	260,000	380,000	640,000
計	265,140	380,000	645,140

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	548,085	29,618	577,703
計	564,198	29,618	593,816

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 児童福祉費国庫負担金	363	55 子育てのための施設等利用給付費国庫負担金	363
10 幼稚園費国庫負担金	555	10 子育てのための施設等利用給付費国庫負担金	555

05 総務管理費国庫補助金	206	60 個人番号カード交付事務費国庫補助金	206

10 児童福祉費県負担金	181	45 子育てのための施設等利用給付費県負担金	181
05 幼稚園費県負担金	277	10 子育てのための施設等利用給付費県負担金	277

05 観光費県補助金	440,000	15 中小企業・小規模企業復旧支援事業県補助金	440,000

05 ふるさと納税寄付金	380,000	03 一般寄付金追加	380,000

05 財政調整基金繰入金	29,618	05 財政調整基金繰入金追加	29,618

### 3 歳出

(款) 05 議会費

(項) 05 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 議会費	120,955	629	121,584	0	0	0	629
計	120,955	629	121,584	0	0	0	629

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

05 一般管理費	792,806	5,407	798,213	0	0	0	5,407
15 電子計算管理費	172,698	△232	172,466	0	0	0	△232
30 財産管理費	202,736	23	202,759	0	0	0	23
35 企画費	243,549	155,464	399,013	0	0	155,464	0
65 出張所費	11,543	409	11,952	0	0	0	409
75 財政調整基金費	406,793	224,536	631,329	0	0	224,536	0
計	2,423,508	385,607	2,809,115	0	0	380,000	5,607

(款) 10 総務費

(項) 10 徴税费

05 税務総務費	138,748	△2,376	136,372	0	0	0	△2,376
計	165,652	△2,376	163,276	0	0	0	△2,376

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	146	01-01-02 議会議員・職員給与費追加	629
3 職員手当等	440	議会議員報酬等追加	
4 共済費	43	一般職給与費追加	

2 給料	△1,836	01-01-02 職員給与費追加	2,907
3 職員手当等	9,545	特別職給与費更正減	
4 共済費	△4,802	一般職等給与費追加	
11 需用費	2,500	01-05-02 一般管理経常経費追加 (需用費)	2,500
		11-05 光熱水費追加	2,500
4 共済費	△232	01-01-02 職員給与費更正減 臨時職給与費更正減	△232
4 共済費	23	01-01-02 職員給与費追加 臨時職給与費追加	23
14 使用料及び 賃借料	155,464	05-30-01 ふるさと納税促進事業追加 14-01 使用料及び賃借料追加	155,464 155,464
4 共済費	409	01-01-02 職員給与費追加 臨時職給与費追加	409
25 積立金	224,536	01-05-01 経常経費追加 (積立金)	224,536
		25-51 財政調整基金積立金追加	224,536

2 給料	△775	01-01-02 職員給与費更正減	△2,376
3 職員手当等	△606	一般職等給与費更正減	
4 共済費	△995		

## (款) 10 総務費

## (項) 15 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 戸籍住民基本台帳費	52,471	△6	52,465	206	0	0	△212
計	52,471	△6	52,465	206	0	0	△212

## (款) 10 総務費

## (項) 20 選挙費

05 選挙管理委員会費	6,350	13	6,363	0	0	0	13
計	29,308	13	29,321	0	0	0	13

## (款) 10 総務費

## (項) 30 監査委員費

05 監査委員費	7,349	△473	6,876	0	0	0	△473
計	7,349	△473	6,876	0	0	0	△473

## (款) 15 民生費

## (項) 05 社会福祉費

05 社会福祉総務費	304,210	159	304,369	0	0	0	159
20 国民年金費	2,119	26	2,145	0	0	0	26
30 老人福祉費	290,634	287	290,921	0	0	0	287
計	1,092,097	472	1,092,569	0	0	0	472

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△194	01-01-02 職員給与費更正減	△71
3 職員手当等	209	一般職等給与費更正減	
4 共済費	△86		
12 役務費	49	01-05-01 経常経費追加	65
18 備品購入費	16	(役務費)	
		12-02 通信運搬費追加	49
		(備品購入費)	
		18-02 庁用器具費追加	16

2 給料	△13	01-01-02 職員給与費追加	13
4 共済費	26	一般職等給与費追加	

3 職員手当等	△423	01-01-02 職員給与費更正減	△473
4 共済費	△50	一般職給与費更正減	

2 給料	△355	01-01-02 職員給与費追加	159
3 職員手当等	876	一般職給与費追加	
4 共済費	△362		
4 共済費	26	01-01-02 職員給与費追加	26
		一般職等給与費追加	
28 繰出金	287	05-16-01 介護保険特別会計繰出金追加	287
		28-01 繰出金追加	287

## (款) 15 民生費

## (項) 10 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 児童福祉総務費	120,801	4,477	125,278	544	0	0	3,933
10 認定こども園費	258,533	△15,940	242,593	0	0	0	△15,940
15 保育所費	112,908	5,872	118,780	0	0	0	5,872
計	607,144	△5,591	601,553	544	0	0	△6,135

## (款) 20 衛生費

## (項) 05 保健衛生費

05 保健衛生総務費	129,657	△98	129,559	0	0	0	△98
22 総合保健福祉センター費	176,826	4,821	181,647	0	0	0	4,821
計	381,892	4,723	386,615	0	0	0	4,723



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		財源振替	
2 給料	3,348	01-01-02 職員給与費追加	4,477
3 職員手当等	594	一般職等給与費追加	
4 共済費	535		
		01-05-01 経常経費	財源内訳更正
2 給料	△9,227	01-01-02 職員給与費更正減	△15,940
3 職員手当等	△3,526	一般職等給与費更正減	
4 共済費	△3,187		
2 給料	2,492	01-01-02 職員給与費追加	5,872
3 職員手当等	1,304	一般職等給与費追加	
4 共済費	2,076		

1 報酬	△3,260	01-01-01 報酬更正減	△3,260
2 給料	2,058	(報酬)	
3 職員手当等	907	01-51 社会福祉士報酬更正減	△3,260
4 共済費	197		
		01-01-02 職員給与費追加	3,162
		一般職等給与費追加	
4 共済費	12	05-01-01 総合保健福祉センター整備事業追加	4,809
15 工事請負費	4,809	15-01 工事請負費追加	4,809
		05-02-01 総合保健福祉センター利用促進事業追加	12
		04-01 共済費追加	12

(款) 20 衛生費  
(項) 10 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 清掃総務費	110,462	3,831	114,293	0	0	0	3,831
計	918,191	3,831	922,022	0	0	0	3,831

(款) 25 農林水産業費  
(項) 05 農業費

10 農業総務費	4,425	186	4,611	0	0	0	186
15 農業振興費	7,793	△60	7,733	0	0	0	△60
計	18,414	126	18,540	0	0	0	126

(款) 30 観光費  
(項) 05 観光費

05 観光総務費	93,241	△4,023	89,218	0	0	0	△4,023
10 観光振興費	199,548	3,544	203,092	0	0	0	3,544
15 観光施設費	114,888	5	114,893	0	0	0	5
20 森のふれあい館費	33,845	23	33,868	0	0	0	23

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	1,631	01-01-02 職員給与費追加	3,831
3 職員手当等	1,485	一般職等給与費追加	
4 共済費	715		

2 給料	102	01-01-02 職員給与費追加	186
3 職員手当等	48	一般職給与費追加	
4 共済費	36		
4 共済費	△60	05-01-01 有害鳥獣対策事業更正減	△60
		04-01 共済費更正減	△60

2 給料	△2,673	01-01-02 職員給与費更正減	△4,023
3 職員手当等	△544	一般職等給与費更正減	
4 共済費	△806		
3 職員手当等	△6	01-01-02 職員給与費更正減	△6
13 委託料	3,550	一般職等給与費更正減	
		05-29-01 箱根ファン創出事業追加	3,550
		13-01 委託料追加	3,550
4 共済費	5	05-02-01 やすらぎの森整備事業追加	23
		04-01 共済費追加	23
		05-03-01 ハイキングコース等整備事業更正減	△18
		04-01 共済費更正減	△18
4 共済費	23	01-01-02 職員給与費追加	23
		臨時職給与費追加	

(款) 30 観光費  
(項) 05 観光費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
25 ジオミュージアム費	56,339	151	56,490	0	0	0	151
30 観光美化推進費	14,664	250	14,914	0	0	0	250
35 商工振興費	138,954	462,000	600,954	440,000	0	0	22,000
計	683,929	461,950	1,145,879	440,000	0	0	21,950

(款) 35 土木費  
(項) 05 土木管理費

05 土木総務費	68,889	△441	68,448	0	0	0	△441
計	68,889	△441	68,448	0	0	0	△441

(款) 35 土木費  
(項) 10 道路橋りょう費

10 道路維持費	185,990	4,000	189,990	0	0	0	4,000
計	247,553	4,000	251,553	0	0	0	4,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	154	01-01-02 職員給与費追加	151
3 職員手当等	136	一般職等給与費追加	
4 共済費	△139		
2 給料	112	01-01-02 職員給与費追加	250
3 職員手当等	93	一般職給与費追加	
4 共済費	45		
19 負担金補助 及び交付金	462,000	05-90-01 箱根町中小企業等災害復旧支援事業追加 19-51 補助金追加	462,000 462,000

2 給料	△973	01-01-02 職員給与費更正減	△1,747
3 職員手当等	△524	一般職給与費更正減	
4 共済費	△250		
7 賃金	406	01-05-01 経常経費追加	900
13 委託料	900	(委託料) 13-52 町道等所有権整備測量委託料追加	900
		05-06-01 道路施設保守点検事業追加	406
		07-01 賃金追加	406

12 役務費	4,000	01-05-01 経常経費追加 (役務費) 12-21 浚渫等手数料追加	4,000 4,000
--------	-------	--	----------------

(款) 35 土木費  
(項) 15 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 河川総務費	8,514	1,000	9,514	0	0	0	1,000
計	8,514	1,000	9,514	0	0	0	1,000

(款) 35 土木費  
(項) 20 都市計画費

05 都市計画総務費	83,295	675	83,970	0	0	0	675
計	197,908	675	198,583	0	0	0	675

(款) 40 消防費  
(項) 05 消防費

05 常備消防費	833,178	△9,770	823,408	0	0	0	△9,770
計	1,210,896	△9,770	1,201,126	0	0	0	△9,770

(款) 45 教育費  
(項) 05 教育総務費

10 事務局費	264,984	△16,291	248,693	0	0	0	△16,291
計	267,255	△16,291	250,964	0	0	0	△16,291

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	1,000	01-05-01 経常経費追加…………… 1,000 (役務費) 12-21 浚渫等手数料追加 1,000

2 給料	71	01-01-02 職員給与費追加…………… 675
3 職員手当等	502	一般職等給与費追加
4 共済費	102	

2 給料	△4,682	01-01-02 職員給与費更正減…………… △9,770
3 職員手当等	△6,452	一般職給与費更正減
4 共済費	1,364	

2 給料	△8,809	01-01-02 職員給与費更正減…………… △15,583
3 職員手当等	△3,096	教育長給与費更正減
4 共済費	△4,386	一般職等給与費更正減
		05-06-01 教育相談センター事業更正減…………… △124
		04-01 共済費更正減 △124
		05-07-01 個別指導支援事業更正減…………… △584
		04-01 共済費更正減 △584

## (款) 45 教育費

## (項) 10 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
05 小学校管理費	199,476	△350	199,126	0	0	0	△350
計	209,039	△350	208,689	0	0	0	△350

## (款) 45 教育費

## (項) 15 中学校費

05 中学校管理費	752,928	△97	752,831	0	0	0	△97
計	784,155	△97	784,058	0	0	0	△97

## (款) 45 教育費

## (項) 20 幼稚園費

05 幼稚園管理費	28,347	1,584	29,931	832	0	0	752
計	28,347	1,584	29,931	832	0	0	752

## (款) 45 教育費

## (項) 25 社会教育費

05 社会教育総務費	13,635	54	13,689	0	0	0	54
10 公民館費	99,134	50	99,184	0	0	0	50
30 箱根関所費	110,393	△2,164	108,229	0	0	0	△2,164
計	257,854	△2,060	255,794	0	0	0	△2,060



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	191	01-01-02 職員給与費更正減	△350
3 職員手当等	116	一般職等給与費更正減	
4 共済費	△657		

2 給料	18	01-01-02 職員給与費更正減	△97
3 職員手当等	△99	一般職等給与費更正減	
4 共済費	△16		

		財源振替	
2 給料	1,717	01-01-02 職員給与費追加	1,584
3 職員手当等	69	一般職等給与費追加	
4 共済費	△202		
		01-05-01 経常経費	財源内訳更正

4 共済費	54	01-01-02 職員給与費追加	54
		臨時職給与費追加	
2 給料	9	01-01-02 職員給与費追加	50
3 職員手当等	△176	一般職等給与費追加	
4 共済費	217		
2 給料	△651	01-01-02 職員給与費更正減	△2,164
3 職員手当等	△1,290	一般職給与費更正減	
4 共済費	△223		

(款) 45 教育費

(項) 30 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 体育施設費	64,935	45	64,980	0	0	0	45
計	71,923	45	71,968	0	0	0	45

(款) 50 災害復旧費

(項) 05 土木災害復旧費

05 土木災害復旧費	70,026	23,000	93,026	0	0	0	23,000
計	70,026	23,000	93,026	0	0	0	23,000

(款) 50 災害復旧費

(項) 15 その他公共施設災害復旧費

05 観光施設災害復旧費	11,500	1,000	12,500	0	0	0	1,000
計	25,180	1,000	26,180	0	0	0	1,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
4 共済費	45	01-01-02 職員給与費追加 臨時職給与費追加	45

12 役務費	10,000	01-05-01 経常経費追加 (役務費)	23,000
13 委託料	13,000	12-51 応急災害復旧手数料追加 (委託料)	10,000
		13-51 応急災害復旧委託料	13,000

15 工事請負費	1,000	01-05-01 経常経費追加 (工事請負費)	1,000
		15-51 応急災害復旧工事追加	1,000

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)					
補正後	長 等	3	-	25,980	10,550 (4.5)	-	7,744	44,274	3,029	47,303	
	議 員	14	52,896	-	21,423 (4.5)	-	-	74,319	17,978	92,297	
	その他の 特別職	705	30,394	-	-	-	-	30,394	10,001	40,395	
	計	722	83,290	25,980	31,973	-	7,744	148,987	31,008	179,995	
補正前	長 等	3	-	25,980	10,432 (4.45)	-	7,741	44,153	4,711	48,864	
	議 員	14	52,896	-	21,185 (4.45)	-	-	74,081	17,978	92,059	
	その他の 特別職	706	33,654	-	-	-	-	33,654	10,001	43,655	
	計	723	86,550	25,980	31,617	-	7,741	151,888	32,690	184,578	
比較	長 等	0	-	0	118 (0.05)	-	3	121	△ 1,682	△ 1,561	
	議 員	0	0	-	238 (0.05)	-	-	238	0	238	
	その他の 特別職	△ 1	△ 3,260	-	-	-	-	△ 3,260	0	△ 3,260	
	計	△ 1	△ 3,260	0	356	-	3	△ 2,901	△ 1,682	△ 4,583	

### 2. 一 般 職

#### (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	331	-	1,250,661	1,002,456	2,253,117	433,871	2,686,988	
補正前	331	-	1,268,800	1,003,233	2,272,033	442,689	2,714,722	
比較	0	-	△ 18,139	△ 777	△ 18,916	△ 8,818	△ 27,734	

職員手当の内訳	区 分	扶 養 地	域	通 勤	期 末	勤 勉	管 理 職	特 殊 勤 務
		手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	36,590	-	46,983	290,679	211,846	38,033	2,128
補正前	37,334	-	47,106	293,393	207,235	39,975	2,271	
比較	△ 744	-	△ 123	△ 2,714	4,611	△ 1,942	△ 143	

職員手当の内訳	区 分	宿 日 直	時 間 外	住 居	管 理 職 員	児 童	退 職
		手 当	手 当	手 当	特 別 勤 務	手 当	手 当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	1,500	123,778	24,228	3,865	19,255	203,571
補正前	1,512	123,225	29,119	3,778	19,495	198,790	
比較	△ 12	553	△ 4,891	87	△ 240	4,781	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考																
		給与改定に伴う増減分	その他の増減分																		
給 料	△ 18,139	給与改定に伴う増減分	2,414	平均改定率 0.1%																	
		その他の増減分	△ 18,644 △ 20,012 9,912 △ 5,990	人事異動等による減 育児休業等による減 正職員・臨時的任用の増 中途退職による減																	
職員手当	△ 777	制度改正に伴う増減分	6,389	期末手当 439千円 勤勉手当 5,950千円	給料改定による増 439千円 支給月数改定による増 5,640千円 給料改定による増 310千円 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末</td> <td>1.300</td> <td>1.300</td> <td>2.60</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.93</td> <td>0.975 (0.925)</td> <td>1.90 (1.85)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.225</td> <td>2.275 (2.225)</td> <td>4.50 (4.45)</td> </tr> </tbody> </table>		6月期	12月期	計	期末	1.300	1.300	2.60	勤勉	0.93	0.975 (0.925)	1.90 (1.85)	計	2.225	2.275 (2.225)	4.50 (4.45)
			6月期	12月期	計																
期末	1.300	1.300	2.60																		
勤勉	0.93	0.975 (0.925)	1.90 (1.85)																		
計	2.225	2.275 (2.225)	4.50 (4.45)																		
その他の増減分	△ 7,166	時間外勤務手当 553千円 期末手当 △ 3,153千円 勤勉手当 △ 1,339千円 住居手当 △ 4,891千円 退職手当組合負担金 4,781千円 その他の増減分 △ 3,117千円	事務量増加等による増 支給基礎額の減 支給基礎額の減 支給対象者の減 退職者増による特別負担金の増																		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア、職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職	消 防 職
令和元年11月1日現在	平均給料月額 (円)	306,847	277,317	312,428
	平均給与月額 (円)	385,585	317,523	413,307
	平均年齢 (歳)	40.5	53.2	42.0
平成31年1月1日現在	平均給料月額 (円)	303,596	279,375	322,709
	平均給与月額 (円)	341,341	300,563	400,261
	平均年齢 (歳)	40.9	54.3	42.7

イ、初 任 給

区 分	一般行政職 (円)	単純労務職 (円)	消 防 職 (円)	国 の 制 度		
				一般行政職 (円)	単純労務職 (円)	消 防 職 (円)
高 校 卒	150,600	143,800	154,900	150,600	147,900	-
大 学 卒	182,200	-	188,700	182,200	-	-

ウ、級別職員数

区 分	一般行政職			単 純 労 務 職			消 防 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和元年11月1日現在	1 級	20	8.6	1 級	0	0.0	1 級	14	15.1
	2 級	56	24.1	2 級	1	16.7	2 級	15	16.1
	3 級	42	18.1	3 級	4	66.6	3 級	7	7.5
	4 級	20	8.6	4 級	1	16.7	4 級	27	29.0
	5 級	44	19.0				5 級	18	19.4
	6 級	27	11.6				6 級	7	7.5
	7 級	18	7.8				7 級	4	4.3
	8 級	5	2.2				8 級	1	1.1
	計	232	100.0	計	6	100.0	計	93	100.0
平成31年1月1日現在	1 級	23	10.1	1 級	1	12.5	1 級	5	5.6
	2 級	52	22.8	2 級	0	0.0	2 級	19	21.1
	3 級	34	14.9	3 級	5	62.5	3 級	5	5.6
	4 級	27	11.8	4 級	2	25.0	4 級	29	32.2
	5 級	41	18.0				5 級	20	22.2
	6 級	26	11.4				6 級	7	7.8
	7 級	20	8.8				7 級	4	4.4
	8 級	5	2.2				8 級	1	1.1
	計	228	100.0	計	8	100.0	計	90	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般行政職	主事補、技師 補の職務	主事、技師の 職務	主任主事、主 任技師の職務	主査の職務	係長、副主幹、 副技幹の職務	副課長、主幹、 技幹の職務	課長、専任課 長の職務	部長の職務
単 純 労 務 職	技能員、庁務員 及び給食調理員 の職務	相当の知識又は 経験を必要とす る技能員、庁務 員及び給食調理 員	相当高度の知識 又は経験を必要 とする技能員、 庁務員及び給食 調理員	高度の知識又は 経験を必要とす る技能員、庁務 員及び給食調理 員				
消 防 職	消防士の職務	消防士長、消 防副士長の職 務	主任の職務	主査、分遣所 長の職務	係長、副主幹、 分遣所長の職 務	課長、副課長、 主幹、副分署 長、専任課長 の職務	次長、消防署 長、副署長、 分署長、課長 の職務	消防長の職務

エ、昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種			
			一般行政職	単純労務職	消 防 職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	331	232	6	93	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	272	196	5	71	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	178	128	3	47
		2号給(人)	90	64	2	24
		3号給(人)	4	4	0	0
		4号給(人)	0	0	0	0
		6号給(人)	0	0	0	0
		8号給(人)	0	0	0	0
比 率 (B)/(A) (%)	82.2	84.5	83.3	76.3		
補正前	職 員 数 (A) (人)	326	228	8	90	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	310	215	7	88	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	3	1	0	2
		2号給(人)	30	18	2	10
		3号給(人)	19	15	0	4
		4号給(人)	189	125	5	59
		6号給(人)	67	54	0	13
		8号給(人)	2	2	0	0
比 率 (B)/(A) (%)	95.1	94.3	87.5	97.8		

オ、期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.225	2.275	4.50	有	
補 正 前	2.225	2.225	4.45	有	
国の制度	2.225	2.275	4.50	有	

カ、定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~3,900,000円)
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 3%~45%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~5,724,000円)

キ、地域手当

支 給 対 象 地 域	箱 根 町 全 地 域
支 給 率 (%)	0.0
国の指定基準に 基づく支給率(%)	0.0

ク、特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		一般行政職	単純労務職	消 防 職
給料総額に対する比率(%)	0.2	0.1	0.6	0.5
支給対象職員の比率(元年11月1日現在)(%)	27.8	2.6	50.0	89.2
代表的な特殊勤務手当の名称	税務手当、清掃作業手当、消防手当			

ケ、その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異 なる	町内居住者 月額3,000円加算
通 勤 手 当	同 じ	



議案第82号

令和元年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度箱根町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,404,254千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月3日提出

箱根町長 山口昇士

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		275,494	575	276,069
	10 国庫補助金	64,034	575	64,609
20 支払基金交付金		344,412	621	345,033
	05 支払基金交付金	344,412	621	345,033
25 県支出金		205,123	287	205,410
	15 県補助金	8,709	287	8,996
45 繰入金		227,185	287	227,472
	05 他会計繰入金	227,185	287	227,472
50 繰越金		40,660	530	41,190
	05 繰越金	40,660	530	41,190
歳 入 合 計		1,401,954	2,300	1,404,254

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地域支援事業費		53,184	2,300	55,484
	27 介護予防・生活支援総合事業	21,319	2,300	23,619
歳出	合計	1,401,954	2,300	1,404,254

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	275,494	575	276,069
20 支払基金交付金	344,412	621	345,033
25 県支出金	205,123	287	205,410
45 繰入金	227,185	287	227,472
50 繰越金	40,660	530	41,190
歳入合計	1,401,954	2,300	1,404,254

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
12 地域支援事業費	53,184	2,300	55,484	862	0	908	530
歳出合計	1,401,954	2,300	1,404,254	862	0	908	530

2 歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
30 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	5,150	575	5,725
計	64,034	575	64,609

(款) 20 支払基金交付金

(項) 05 支払基金交付金

10 地域支援事業支援交付金	5,562	621	6,183
計	344,412	621	345,033

(款) 25 県支出金

(項) 15 県補助金

15 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	2,575	287	2,862
計	8,709	287	8,996

(款) 45 繰入金

(項) 05 他会計繰入金

05 一般会計繰入金	227,185	287	227,472
計	227,185	287	227,472

(款) 50 繰越金

(項) 05 繰越金

05 繰越金	40,660	530	41,190
計	40,660	530	41,190

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
05 現年度分	575	05 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）追加	575

05 現年度分	621	10 地域支援事業支援交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）追加	621

05 現年度分	287	05 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）追加	287

45 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	287	05 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）追加	287

05 前年度繰越金	530	05 前年度繰越金追加	530

3 歳出

(款) 12 地域支援事業費

(項) 27 介護予防・生活支援総合事業

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 第1号通所事業	7,730	2,300	10,030	862	0	908	530
計	21,319	2,300	23,619	862	0	908	530



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助 及び交付金	2,300	01-05-01 通所介護相当サービス事業追加…………… 2,300 (負担金補助及び交付金) 19-02 通所介護相当サービス事業追加 2,300



議案第 83 号

令和元年度箱根町水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和元年度箱根町水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和元年度箱根町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款	水道事業費	421,200 千円	2,700 千円	423,900 千円
第 1 項	営業費用	375,928 千円	2,700 千円	378,628 千円

第 3 条 予算第 9 条中「73,392 千円」を「76,092 千円」に改める。

令和元年 12 月 3 日提出

箱根町長 山口 昇 士

# 令和元年度箱根町水道事業会計予算実施計画

## 収益的収入及び支出

### 収入

款	項	目	既決額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	水道事業収益		446,100	0	446,100
	1	営業収益	405,370		405,370
		1 給 水 収 益	397,392		397,392
		2 その他営業収益	7,978		7,978
	2	営業外収益	40,730		40,730
		1 受取利息及び配当金	6		6
		2 他会計補助金	0		0
		3 長期前受金戻入	40,354		40,354
		4 雑 収 益	370		370

### 支出

款	項	目	既決額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	水道事業費		421,200	2,700	423,900
	1	営業費用	375,928	2,700	378,628
		1 原 水 浄 水 費	59,546		59,546
		2 配 水 給 水 費	63,988		63,988
		3 総 係 費	55,172	2,700	57,872
		4 減 価 償 却 費	189,541		189,541
		5 資 産 減 耗 費	4,857		4,857
		6 その他営業費用	2,824		2,824
	2	営業外費用	44,272		44,272
		1 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	30,630		30,630
		2 雑 支 出	42		42
		3 消 費 税	13,600		13,600
	4	予備費	1,000		1,000
		1 予 備 費	1,000		1,000

備	考
水道料金収入を計上	
水道利用加入金、手数料、その他営業収益を計上	
預金利息を計上	
児童手当の給付に係る経費分を計上	
長期前受金の当年度償却分の収益化分を計上	
不用品売却収益、発生品組替益、その他営業外収益を計上	

備	考
取水施設、浄水設備及び導水管等維持管理費を計上	
送水管、配水池、配水管の維持管理費及び量水器の取替補修費等を計上	
料金の調定、収納、検針及び事業運営全般に関する費用等を計上	
有形固定資産の減価償却費を計上	
固定資産除却費、たな卸資産減耗費を計上	
その他営業費用を計上	
企業債利息を計上	
不用品売却原価、その他雑支出を計上	
消費税納付額を計上	
予備費を計上	

令和元年度 箱根町水道事業  
 予定キャッシュフロー計算書  
 (平成31年4月1日から令和2年3月31日)

1	業務活動によるキャッシュフロー	千円
	純利益	16,505
	減価償却費	189,541
	資産減耗費	4,803
	長期前受金戻入	△ 40,354
	未収金の増減	△ 7,885
	貸倒引当金の増減	4,302
	貯蔵品の増減	611
	未払金の増減	2,406
	賞与引当金の増減	469
	受取利息	△ 6
	支払利息	30,630
	小計	201,022
	受取利息	6
	支払利息	△ 30,630
	<b>業務活動 計</b>	<b>170,398</b>
2	投資活動によるキャッシュフロー	
	建設改良費の支出	△ 148,605
	工事負担金	1,260
	他会計補助金	240
	<b>投資活動 計</b>	<b>△ 147,105</b>
3	財務活動によるキャッシュフロー	
	企業債の収入	78,000
	企業債償還の支出	△ 120,100
	<b>財務活動 計</b>	<b>△ 42,100</b>
	資金増加額（又は減少額）	△ 18,807
	資金期首残高	241,800
	資金期末残高	222,993



# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職

### (1) 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費					法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給 料 (千円)	賃金 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	7	5	112	20,600	2,056	15,248	38,016	6,103	44,119
	資本勘定支弁職員	-	4	-	16,308	-	11,220	27,528	4,557	32,085
	合 計	7	9	112	36,908	2,056	26,468	65,544	10,660	76,204
補正前	損益勘定支弁職員	7	5	112	19,338	2,056	14,276	35,782	5,637	41,419
	資本勘定支弁職員	-	4	-	16,308	-	11,220	27,528	4,557	32,085
	合 計	7	9	112	35,646	2,056	25,496	63,310	10,194	73,504
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	0	1,262	0	972	2,234	466	2,700
	資本勘定支弁職員	-	0	-	0	-	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	1,262	0	972	2,234	466	2,700

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 地 域 通 勤 期 末 勤 勉 管 理 職 特 殊 勤 務	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		補正後	810	-	1,431	8,510	6,117	871	64	
補正前	810	-	1,431	8,142	5,794	871	64			
比 較	0	-	0	368	323	0	0			

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	宿 日 直 時 間 外 勤 務 住 居 管 理 職 員 特 別 勤 務 児 童 退 職	手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当 手 当	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		補正後	-	2,226	684	-	240	5,515	
補正前	-	2,226	684	-	240	5,234			
比 較	-	0	0	-	0	281			

※ ・ 予定損益計算書計上額

○賞与引当金繰入額（営業費用） 2,490千円

○法定福利引当金繰入額（営業費用） 467千円

・ 期末手当・勤勉手当には賞与引当金繰入額を含む。

・ 法定福利費には法定福利引当金繰入額を含む。

### (2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	1,262	給与改定に伴う増減分	59	平均改定率 0.2%
		その他の増減分	1,203	人事異動等
職員手当等	972	制度改正に伴う増加分	156	勤勉手当 156千円 支給月数の増（1.85月→1.9月）
		その他の増減分	816	人事異動等 816千円



## (3) 給料及び職員手当等の状況

## ア、職員1人当たり給与

区 分		企 業 職
令和元年11月1日現在	平均給料月額 (円)	319,111
	平均給与月額 (円)	387,522
	平均年齢 (歳)	41.4
平成31年1月1日現在	平均給料月額 (円)	318,299
	平均給与月額 (円)	346,260
	平均年齢 (歳)	42.8

## イ、初任給

区 分	企 業 職 (円)	国の制度
		一般行政職 (円)
高 校 卒	150,600	150,600
大 学 卒	182,200	182,200

## ウ、級別職員数

区 分	企 業 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和元年11月1日現在	1 級	2	22.2
	2 級	1	11.1
	3 級	0	0.0
	4 級	3	33.3
	5 級	1	11.1
	6 級	1	11.1
	7 級	1	11.1
	8 級	0	0.0
	計	9	100.0
平成31年1月1日現在	1 級	1	11.1
	2 級	2	22.2
	3 級	0	0.0
	4 級	3	33.3
	5 級	1	11.1
	6 級	2	22.2
	7 級	0	0.0
	8 級	0	0.0
	計	9	100.0

## (級別の標準的な職務内容)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
企業職	主事補、技師補の職務	主事、技師の職務	主任主事、主任技師の職務	主査の職務	係長、副主任、副技師の職務	副課長、主幹、技師の職務	課長、専任課長の職務	部長の職務

## エ、昇給

区 分		合 計	代表的な職種 企業職	
補正後	職員数 (A) (人)	9	9	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	7	7	
		1号給(人)	5	5
		2号給(人)	2	2
		3号給(人)	0	0
		4号給(人)	0	0
		6号給(人)	0	0
		8号給(人)	0	0
比較 (B)/(A) (%)	77.8	77.8		
補正前	職員数 (A) (人)	9	9	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8	8	
		1号給(人)	0	0
		2号給(人)	1	1
		3号給(人)	0	0
		4号給(人)	5	5
		6号給(人)	2	2
		8号給(人)	0	0
比較 (B)/(A) (%)	88.9	88.9		

## オ、期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.225	2.275	4.50	有	
補正前	2.225	2.225	4.45	有	
国の制度	2.225	2.275	4.50	有	

## カ、定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~3,900,000円)
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 3%~45%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~4,752,000円)

キ、地域手当

支給対象地域	箱根町全地域
支給率(%)	0.0
国の指定基準に基づく支給率(%)	0.0

ク、特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種
		企業職
給料総額に対する比率(%)	0.2	0.2
支給対象職員の比率(元年11月1日現在)(%)	77.8	77.8
支給対象職員1人当たりの平均支給額(円)	9,142	9,142
代表的な特殊勤務手当の名称	有害物取扱手当	

ケ、その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同じ	
住居手当	異なる	町内居住者 月額3,000円加算
通勤手当	同じ	

令和元年度 箱根町水道事業予定貸借対照表  
(令和2年3月31日)

	資	産	の	部		
	千円			千円	千円	千円
<b>1 固定資産</b>						
(1)有形固定資産						
ア 土地				56,661		
イ 建物	68,740					
減価償却累計額	<u>△ 46,635</u>			22,105		
ウ 構築物	7,628,295					
減価償却累計額	<u>△ 3,808,091</u>			3,820,204		
エ 機械及び装置	1,149,991					
減価償却累計額	<u>△ 780,634</u>			369,357		
オ 車両運搬具	3,749					
減価償却累計額	<u>△ 3,374</u>			375		
カ 工具器具及び備品	87,799					
減価償却累計額	<u>△ 78,844</u>			8,955		
キ 建設仮勘定				<u>0</u>		
有形固定資産合計					<u>4,277,657</u>	
(2)無形固定資産						
ア 施設利用権	354					
減価償却累計額	<u>△ 54</u>			300		
無形固定資産合計					<u>300</u>	
固定資産合計						<u>4,277,957</u>
<b>2 流動資産</b>						
(1)現金預金					222,993	
(2)未収金						
ア 営業未収金				37,167		
イ 営業外未収金				0		
ウ その他の未収金				0		
貸倒引当金				<u>△ 4,715</u>	32,452	
(3)貯蔵品						
ア 材料				364		
イ 貯蔵量水器				73		
ウ その他の貯蔵品				<u>9</u>	446	
(4)前払金				<u>0</u>	0	
(5)その他流動資産						
ア 保管有価証券				<u>0</u>	<u>0</u>	
流動資産合計						<u>255,891</u>
資産合計						<u>4,533,848</u>

		負債の部			
		千円	千円	千円	千円
3	固定負債				
	(1) 企業債			1,430,126	
	固定負債合計				1,430,126
4	流動負債				
	(1) 企業債			128,496	
	(2) 未払金			33,962	
	(3) 引当金			5,513	
	(4) その他流動負債			0	
	ア 預り担保有価証券		0		
	イ 預り保証金		1,580		
	ウ 下水道預り金		<u>30,746</u>	<u>32,326</u>	
	流動負債合計				200,297
5	繰延収益				
	(1) 長期前受金				
	ア 国県補助金	222,083			
	収益化累計額	<u>△ 161,941</u>	60,142		
	イ 町補助金	1,390,179			
	収益化累計額	<u>△ 833,256</u>	556,923		
	ウ 受贈財産評価額	39,874			
	収益化累計額	<u>△ 11,718</u>	28,156		
	エ 工事負担金	334,750			
	収益化累計額	<u>△ 207,272</u>	127,478		
	オ 加入金	7,150			
	収益化累計額	<u>△ 5,601</u>	1,549		
	長期前受金合計			<u>774,248</u>	
	繰延収益合計				<u>774,248</u>
	負債合計				<u>2,404,671</u>

		資 本 の 部			
6 資 本 金		千円	千円	千円	千円
(1) 自 己 資 本 金					
ア	固 有 資 本 金		56,723		
イ	繰 入 資 本 金		51,300		
ウ	組 入 資 本 金		<u>1,696,991</u>	<u>1,805,014</u>	
	資 本 金 合 計				<u>1,805,014</u>
7 剰 余 金					
(1) 資 本 剰 余 金					
ア	受 贈 財 産 評 価 額		2,193		
イ	工 事 負 担 金		2,967		
ウ	国 庫 県 補 助 金		21,166		
エ	町 補 助 金		4,651		
オ	そ の 他		214		
カ	加 入 金		<u>0</u>		
	資 本 剰 余 金 合 計			31,191	
(2) 利 益 剰 余 金					
ア	減 債 積 立 金		4,788		
イ	建 設 改 良 積 立 金		114,628		
ウ	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金				
	繰越利益剰余金年度末残高	157,051			
	当 年 度 純 利 益	<u>16,505</u>	<u>173,556</u>		
	利 益 剰 余 金 合 計			<u>292,972</u>	
	剰 余 金 合 計				<u>324,163</u>
	資 本 合 計				<u>2,129,177</u>
	負 債 資 本 合 計				<u>4,533,848</u>

## 議案第 84 号

### 専決処分の承認を求めることについて

箱根湿生花園条例の制定について、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

### 箱根湿生花園条例の制定について

別紙、箱根湿生花園条例のとおり

令和元年 12 月 3 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

### (提案理由)

令和元年 11 月 30 日をもって箱根湿生花園の指定管理者の指定を取り消すことに伴い、同年 12 月 1 日以降、次の指定管理者を指定するまでの間は同園の管理を町が直接行う必要があることから、現行の箱根町観光施設条例を廃止し、新たに箱根湿生花園条例を制定したので、ここに報告し、承認を求めるものである。





## 専 決 処 分 書

箱根湿生花園条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和元年11月29日

箱根町長 山 口 昇 士



## 箱根湿生花園条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、箱根湿生花園（以下「湿生花園」という。）の設置、管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 仙石原湿原の豊かな自然を紹介することで、その理解を深め、国立公園の利用増進及び植物に関する知識の普及を図るとともに、自然に親しむ場を提供するため、湿生花園を箱根町仙石原 817 番地に設置する。

### (事業)

第3条 湿生花園では、おおむね次の事業を行う。

- (1) 仙石原湿原を中心として、国内の湿原植物等の設置公開及び解説
- (2) 湿原植物に関する資料の収集、保管及び展示
- (3) 特産品等の展示及び販売
- (4) その他必要な事業

### (職員)

第4条 町長は、湿生花園に園長、学芸員その他の必要な職員を置く。ただし、第10条の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に湿生花園の管理を行わせる場合は、この限りではない。

### (利用の承認)

第5条 湿生花園の施設を利用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、前項の承認を与えないことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。

(4) 湿生花園の施設、設備、展示物その他の物品（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。

(5) その他湿生花園の管理上支障があると認められるとき。

（入園料等）

第 6 条 湿生花園に入園しようとする者は入園料を、前条第 1 項の規定により施設の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は施設利用料を、それぞれ納付しなければならない。

2 入園料の額は、別表第 1 のとおりとする。

3 施設利用料の額は、別表第 2 のとおりとする。

（入園料等の減免）

第 7 条 町長は、前条の規定にかかわらず、中学生、小学生若しくは園児が町内の学校、幼児学園若しくは保育園の活動として入園したとき又は公益その他特に必要があると認めるときは、入園料又は施設利用料を減免することができる。

（入園料等の不還付）

第 8 条 すでに納付された入園料及び施設利用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事情により還付することを適当と認めたときは、この限りでない。

（利用承認の取消し等）

第 9 条 町長は、施設の利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 5 条第 1 項の承認を取り消し、又は施設の利用を停止させることができる。

(1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第 5 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（指定管理者による管理）

第 10 条 町長は、湿生花園の管理運営上必要と認めるときは、指定管理者に湿生花園の管理の全部又は一部を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 11 条 前条の規定により、指定管理者に湿生花園の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 入園料及び施設利用料の徴収に関する業務

(2) 施設等の利用の承認に関する業務

- (3) 入園者の安全確保に関する業務
- (4) 施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他町長が必要と認める業務

2 前項の場合における第 5 条及び第 9 条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第 12 条 町長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に湿生花園の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添付して町長に提出しなければならない。

3 町長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、湿生花園の管理を行わせるに最適な法人等を指定管理者の候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

(1) 施設等の平等な使用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が、湿生花園の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 湿生花園の管理を安定して行う能力を有していること。

(4) その他町長が別に定める事項

4 町長は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の取消し等)

第 13 条 町長は、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(利用料金)

第 14 条 第 10 条の規定により指定管理者に湿生花園の管理を行わせる場合の料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定により指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、湿生花園に入園しようとする者及び利用者は、第 6 条に

規定する入園料等に代えて、指定管理者に利用料金を支払わなくてはならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、町長が別に定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

(損害賠償義務)

第15条 指定管理者並びに入園者及び利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い等)

第17条 指定管理者又はその管理する湿生花園の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、箱根町個人情報保護条例(平成14年箱根町条例第26号)の趣旨に則り、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、湿生花園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(情報公開)

第18条 指定管理者は、管理業務に係る情報の公開請求があったときは、箱根町情報公開条例(平成15年箱根町条例第14号)の趣旨に則り、当該管理業務に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、湿生花園の管理及び運営に関し

必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

(箱根町観光施設条例の廃止)

2 箱根町観光施設条例（平成 17 年箱根町条例第 24 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた行為で、この条例中これに相当する規定があるものは、この条例の規定によりなされたものとみなす。

別表第 1（第 6 条、第 14 条関係）

区分		入園料
個人	大人（12 歳以上）	700 円
	小人（6 歳以上 12 歳未満）	400 円
団体 (20 人以上)	大人	500 円
	高校生	350 円
	小・中学生	300 円
	園児	200 円
備考 高校生、中学生、小学生又は園児が在学し、又は在園する施設の活動として入園するときの引率者の入園料は、無料とする。		

別表第 2（第 6 条、第 14 条関係）

区分	施設利用料
レクチャー室	1 時間につき 200 円
学習室	1 時間につき 150 円





議案第 85 号

専決処分の承認を求めることについて

令和元年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）について

別紙、令和元年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）のとおりに

令和元年 12 月 3 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

（提案理由）

令和元年 12 月から箱根湿生花園の管理が町直営になることに伴い、施設の維持管理費等について、既定予算を補正する必要性が生じたため、令和元年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。



## 専 決 処 分 書

令和元年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和元年 11 月 29 日

箱根町長 山 口 昇 士



## 令和元年度箱根町一般会計補正予算（専決第2号）

令和元年度箱根町の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,450千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,219,641千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
40 使用料及び手数料		467,453	3,600	471,053
	05 使用料	280,877	3,600	284,477
65 繰入金		541,104	28,850	569,954
	05 基金繰入金	535,348	28,850	564,198
歳入合計		11,187,191	32,450	11,219,641

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
30 観光費		651,479	32,450	683,929
	05 観光費	651,479	32,450	683,929
歳出	合計	11,187,191	32,450	11,219,641

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
40 使用料及び手数料	467,453	3,600	471,053
65 繰入金	541,104	28,850	569,954
歳入合計	11,187,191	32,450	11,219,641



(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
30 観光費	651,479	32,450	683,929	0	0	3,600	28,850
歳出合計	11,187,191	32,450	11,219,641	0	0	3,600	28,850

2 歳入

(款) 40 使用料及び手数料

(項) 05 使用料

目	補正前の額	補正額	計
30 観光使用料	17,719	3,600	21,319
計	280,877	3,600	284,477

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	519,235	28,850	548,085
計	535,348	28,850	564,198

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
05 観光使用料	3,600	20 箱根湿生花園入園料	3,600

05 財政調整基金繰入金	28,850	05 財政調整基金繰入金追加	28,850

3 歳出

(款) 30 観光費

(項) 05 観光費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
17 箱根湿生花園費	0	32,450	32,450	0	0	3,600	28,850
計	651,479	32,450	683,929	0	0	3,600	28,850

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2	給料	12,304	01-01-02 職員給与費…………… 16,000
3	職員手当等	2,667	臨時職給与 16,000
4	共済費	1,029	
7	賃金	4,779	01-05-01 経常経費…………… 16,450
8	報償費	200	(賃金)
11	需用費	3,006	07-51 箱根湿生花園臨時職員賃金 4,779
12	役務費	2,446	(報償費)
13	委託料	938	08-51 旅行業者謝礼 80
14	使用料及び 賃借料	1,481	08-52 園内管理指導謝礼 120 (需用費)
16	原材料費	3,600	11-01 消耗品費 649 11-02 燃料費 329 11-04 印刷製本費 400 11-05 光熱水費 1,056 11-06 修繕料 572 (役務費) 12-02 通信運搬費 107 12-09 消防用設備点検手数料 80 12-10 広告料 989 12-12 清掃手数料 99 12-20 草刈等手数料 440 12-45 一般廃棄物処理手数料 704 12-52 クーポン券取扱手数料 10 12-55 電気設備点検手数料 17 (委託料) 13-12 警備委託料 80 13-51 種苗管理生育委託料 600 13-52 園内ガイド委託料 60 13-53 雪害対策委託料 198 (使用料及び賃借料) 14-02 道路通行料 40 14-07 土地借上料 1,360 14-14 下水道使用料 81 (原材料費) 16-03 種苗購入費 3,600

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)					
補正後	長 等	3	-	25,980	10,432 (4.45)	-	7,741	44,153	4,711	48,864	
	議 員	14	52,896	-	21,185 (4.45)	-	-	74,081	17,978	92,059	
	その他の 特別職	706	33,654	-	-	-	-	33,654	10,001	43,655	
	計	723	86,550	25,980	31,617	-	7,741	151,888	32,690	184,578	
補正前	長 等	3	-	25,980	10,432 (4.45)	-	7,741	44,153	4,711	48,864	
	議 員	14	52,896	-	21,185 (4.45)	-	-	74,081	17,978	92,059	
	その他の 特別職	706	33,654	-	-	-	-	33,654	10,001	43,655	
	計	723	86,550	25,980	31,617	-	7,741	151,888	32,690	184,578	
比 較	長 等	0	-	0	0 (0.0)	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0 (0.0)	-	-	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	-	-	-	-	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

### 2. 一 般 職

#### (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	331	-	1,268,800	1,003,233	2,272,033	442,689	2,714,722	
補正前	331	-	1,256,496	1,000,566	2,257,062	441,660	2,698,722	
比 較	0	-	12,304	2,667	14,971	1,029	16,000	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養	地 域	通 勤	期 末	勤 勉	管 理	職 務	特 殊
		手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)
職員手当等の内訳	補正後	37,334	-	47,106	293,393	207,235	39,975	2,271	
	補正前	37,062	-	46,791	292,449	207,077	39,813	2,271	
	比 較	272	-	315	944	158	162	0	

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直	時 間 外	住 居	管 理 職 員	児 童	退 職
		手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)	特 別 勤 務 手 当 (千円)	手 当 (千円)	手 当 (千円)
職員手当等の内訳	補正後	1,512	123,225	29,119	3,778	19,495	198,790
	補正前	1,512	123,225	28,303	3,778	19,495	198,790
	比 較	0	0	816	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	12,304	湿生花園の町直営 管理による増	12,304		
職員手当	2,667	湿生花園の町直営 管理による増	2,667	扶養手当 272千円 通勤手当 315千円 期末手当 944千円 勤勉手当 158千円 管理職手当 162千円 住居手当 816千円	

